

北関東防衛局管轄区域内で防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置の概要

- 1 防衛省が発注する工事等から排除を取りやめる業者名等：
業 者 名：株式会社阪本工営
業者の住所：大阪府堺市西区平岡町9 2 番地

- 2 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置年月日：
平成31年1月30日

- 3 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置の範囲：
防衛省が北関東防衛局管轄区域内で発注する工事等

北関東防衛局管轄区域
(東京都、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、長野県及び新潟県)

- 4 事 実 概 要：
大阪府警察本部から、株式会社阪本工営について、防衛省が発注する工事等からの排除要請の取消しに係る連絡があった。

- 5 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置理由：
防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領の1に該当しないと認められたため。

(参考)

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するための措置要領の1 (抄)

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、(中略)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、(中略)防衛省が発注する工事等から排除するものとする。